

議案第12号関連資料

明石市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定のことに付いて

1 改正の目的

卸売市場法の一部改正により、地方卸売市場の認定要件として、業務規程（本市では明石市地方卸売市場業務条例（以下「条例」という。）。以下同じ）において卸売市場で取り扱う指定飲食料品等*、及び当該指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参酌すべき指標等を公表することを定めることとされたことから、条例の一部を改正しようとするものです。

*食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第42条第1項に規定する指定飲食料品等のこと。飲食料品等のうち、時間の経過により品質が劣化しやすいもの、生活必需品として売買されているものが該当（候補：米、野菜、飲用牛乳、豆腐、大豆）します。これらは、消費者の値頃感を踏まえて価格設定されやすいなどの性質があるため、取引において費用が認識されにくいとされています。

2 卸売市場法の一部改正

(1) 改正の概要

地方卸売市場の開設者は、兵庫県知事の認定を受けるためには、業務規程において以下の事項を公表する旨を定めることとしています。

- ① 卸売市場で取り扱う指定飲食料品等
- ② 指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参酌すべき指標
- ③ 飲食料品等事業者等が取引において講ずべき措置の内容

(2) 施行期日

条例改正に係る部分の施行日は2026年4月1日

なお、同日までに地方卸売市場に係る変更の認定申請を行った場合は、当該申請に係る処分が行われるまでの間は変更の認定を受けたものとみなされます。

3 条例の一部改正

(1) 改正の概要

卸売市場法の一部改正に伴い、以下の事項を規定します。

- ① インターネットの利用その他の適切な方法により、以下の事項を公表します。（条例第54条の2関係）
 - ア 卸売市場において取り扱う指定飲食料品等
 - イ 指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参酌すべき指標
 - ウ 飲食料品等事業者等が取引において講ずべき措置の内容
- ② ①に伴う所要の整備（条例第78条及び第80条関係）

(2) 施行期日

2026年4月1日

【参考】食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正の概要

「食品等の取引の適正化」と「食品等事業者による事業活動の促進」を柱とした以下のような改正が図られています。

1 食品等の取引の適正化

- (1) 農林水産大臣が食品等取引実態調査を実施
- (2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力
 - ・持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議
 - ・持続的な供給に資する取組（商慣習の見直し等）の提案があった場合、検討・協力
- (3) 農林水産大臣が(2)の努力義務に関する判断基準を策定
- (4) 農林水産大臣は次の措置を実施
 - ・(2)の努力義務の適確な実施を確保するため、(3)の判断基準に基づいて飲食料品等事業者・農林漁業者への指導・助言を実施
 - ・(2)の努力義務の実施状況が著しく不十分な場合は勧告・公表を実施（勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施）※不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公正取引委員会に通知
- (5) 農林水産大臣が、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を指定するとともに、その費用の指標の作成・公表等を行う団体を認定

2 食品等事業者による事業活動の促進

- (1) 食品等事業者が作成する、農林水産業と食品産業の連携強化や流通の効率化、付加価値向上等の事業活動に関する計画の農林水産大臣による認定制度の創設
- (2) 上記計画を農林水産大臣が認定した場合に日本政策金融公庫による長期低利融資等の支援措置を実施